平成２３年（フ）第１３１号
愛知県一宮市開明南井保里32―１　シリウス93―102号室
破産者　安江鉄筋工業こと　安江　昭二
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２１７号
愛知県江南市飛高町中町113番地１
破産者　松岡　千春（旧姓佐々木）
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１７号
兵庫県丹波市春日町黒井2273番地
破産者　アダチショップこと　足立　　功
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第３８号
兵庫県篠山市黒岡815番地１　フォーチュネイトハウス１－３Ａ号
破産者　蛭川　　元
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第２３１号
和歌山県海草郡紀美野町動木566番地４
破産者　二澤アルミ建材こと　二澤　正廣
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２３２号
和歌山県海草郡紀美野町動木566番地４
破産者　二澤　節代
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２４７号
和歌山市舟津町３丁目30番地の３－３Ｆ
破産者　増谷　考哉
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２５５号
和歌山市有本719番地の10　野口マンション10号
破産者　矢野　六子
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２６５号
和歌山市杭ノ瀬202番地の10
破産者　田中　啓介
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６６号
広島県安芸高田市甲田町上甲立133番地３
破産者　八景苑こと　山中　　人
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第３０号
山口県長門市三隅中272番地
破産者　湯免観光ホテルこと　新郷　節雄
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２３年（フ）第４２号
佐賀県唐津市町田１丁目１番17号
破産者　浦田　精貴
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第１７号
長崎県島原市有明町湯江甲477番地
破産者　吉田　哲雄
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第１８号
長崎県島原市有明町湯江甲477番地
破産者　吉田　和美
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第３０号
長崎県雲仙市南串山町乙2381番地
破産者　永吉　二治
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第８６２号
熊本県阿蘇市波野大字小園628、住民票上の住所熊本県阿蘇市波野大字小園649番地
破産者　佐藤　一誠
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５９号
大分県速見郡日出町大字豊岡3434番地１ロイヤルハイツ豊岡202
破産者　梅津　　智
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第１７６９号
福岡市南区長住２丁目23番32―201号、旧住所高知県宿毛市小筑紫町福良216番地１
破産者　本田整形外科クリニックこと　本田　勝定
１　決定年月日　平成23年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０２号
長崎県長崎市西海町1693番地14
破産者　木村　哲也
１　決定年月日　平成23年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３５号
鹿児島県鹿児島市田上２丁目16番13号　榎園マンション201号
破産者　前田　春代
１　決定年月日　平成23年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係